



# 鳥取県公報

平成 20 年 7 月 1 日 (火)  
号外第 78 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表 (9) ..... 2

# 監 査 委 員 公 告

## 鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成19年10月24日付鳥取県監査委員公告第6号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成18年10月26日付鳥取県監査委員公告第11号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見及び平成19年10月24日付鳥取県監査委員公告第6号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成20年7月1日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
 鳥取県監査委員 伊 藤 保  
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

### 1 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置（平成18年度分）

指摘事項	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>(1) 入居団体等に係る行政財産使用料、電柱敷等に係る財産貸付収入及び雑入（自動販売機に係る取扱手数料）について、調定が遅延しているものがあつた。（管財課）</p> <p>(2) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計において、年度当初に概算払した共済費（労災保険料）について、精算の手続を誤り、過大支出となつていた。（集中化推進室）</p>	<p>行政財産使用許可事務については、業務マニュアルを改善し、既に作成している行政財産使用許可簿（データベース）への使用許可から使用料納入までの記帳を徹底することにより、事務処理状況を管理し、事務の遅延を防止することとした。</p> <p>また、県有財産の貸付けについては、公有財産貸付簿（データベース）を作成し、行政財産使用許可簿と同様の管理を行うこととした。</p> <p>さらに、自動販売機に係る手数料については、3か月ごとに遅滞なく収納することとした。</p> <p>誤りの原因は、教育委員会分の共済費の支出年度の処理が適正に行われていなかったことによる。これは、知事部局分と教育委員会分の共済費の支出方法が異なるため、本来平成19年度当初に、知事部局分は平成18年度精算払として、教育委員会分は平成19年度精算払として支出すべきところ、教育委員会分を誤って平成18年度分として支出処理したため、平成18年度分が過大に支出されたものである。</p> <p>このため、年度間違いにより平成18年度分として過大支出されていたものについては、平成19年度の決算</p>

(3) 入居団体に係る行政財産使用料（暖房加算）について、調定額に誤りがあった。（東部総合事務所県民局）	<p>時において是正するほか、平成20年5月支払時から支払方法を知事部局の方法に統一することとした。</p> <p>また、今後は、再発防止のため、当該事務処理に関して担当者間における十分な引継ぎや課内におけるチェック体制に万全を期するよう努めることとした。</p> <p>指摘後、追加調定を行い、4団体とも追加徴収額を納入した。</p> <p>また、再発防止のため、収入調書の起案までに、担当者が算定根拠等を計算したものを上司が再度基礎データと照合する等二重の確認体制をとることを徹底することとした。</p>
(4) 現金の管理において、現金出納簿が作成されていなかった。（東部総合事務所県民局）	<p>複数の職員により、当該帳簿を含めた会計規則等に定める会計書類の確認を行い、未作成となっていた現金出納簿を作成した。</p> <p>また、毎年、年度初めには当該事務を実施し、諸帳簿の作成漏れがないように努めることとした。</p>
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金について、前年度に注意しているにもかかわらず、未収金が増加していた。（東部総合事務所福祉保健局）	<p>指摘の趣旨に沿って償還作業手順及び初期未納者に対する償還業務作業を見直し、平成19年度から、従来は納期限を2か月経過した者に対して行っていた償還指導について、納期限を1か月経過した者に対して電話、訪問等によって行い、納入を促進するとともに、なお納入がない場合には、早期に連帯保証人に働きかける等徴収に努めることとした。</p> <p>また、過年度分及び現年度分の未納分に係る滞納金に対して、特例勤務の承認を得た上で、夜間の督促等により徴収の効果が上がるよう努めることとした。また、最初が肝心であるので、特に平成19年10月から始まった修学資金の新規償還者については、納期限から1か月経過するのを待たずに、納期限内に納入されていない債権者に対して同年11月中に必ず電話等により連絡を取り納入を促すこととした。</p> <p>なお、成果として、平成19年12月の償還率は、平成18年12月の償還率から2.3ポイント増加した。</p>
(6) 入居団体等に係る行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあった。（中部総合事務所県民局）	<p>指摘後、冷房加算金については、冷房運転日数確定後直ちに調定を行った。</p> <p>また、年度末及び年度初めは異動、決算等にスムーズに引継ぎができるよう係内の年間業務スケジュールを作成し、引継ぎを徹底することとした。</p>
(7) ゲートボール大会等に係る公園施設使用料について、調定が遅延しているものがあった。	<p>指摘後、調定行為の状況表を作成して複数の職員が確認し、許可行為に連動した速やかな調定を行うこと</p>

<p>(中部総合事務所生活環境局)</p> <p>(8) 鳥取県環境立県協働促進事業補助金について、法令により補助金の支出を禁止されている法人に補助金を支出していた。(西部総合事務所生活環境局)</p> <p>(9) 継続許可分に係る国有財産等使用料及び河川等占用料について、調定が遅延しているものがあつた。(西部総合事務所県土整備局)</p> <p>(10) 米子駅前地下道施設管理業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(西部総合事務所県土整備局)</p> <p>(11) 継続許可分等に係る道路占用料について、調定が遅延しているものがあつた。(日野総合事務所県土整備局)</p>	<p>とした。</p> <p>この補助金については、平成20年1月に当該法人から返還を受けた。</p> <p>また、再発防止のため、法令研修等に積極的に参加し、伝達研修を徹底するとともに、チェックリストによる確認を徹底することとした。さらに、同総合事務所において決裁経路に新たに県民局を追加し審査を行うこととした。</p> <p>新規、廃止、変更、継続、更新等について、毎年2月から3月までに台帳のチェックと整備を行い調定の準備をすることとした。また、主幹を中心に管理班内で情報を共有しチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>予定価格調書の作成等について契約事務の習熟を図り、適正に行われるよう組織的なチェックを行うこととした。</p> <p>新規、廃止、変更及び継続の申請書受付業務をデータベース化して、その都度処理状況を確認し、調定の遅延防止の対策を講じることとした。また、局長、課長、課長補佐及び副主幹によるチェック体制の強化を図ることとした。</p>
<p>2 文化観光局</p> <p>ホームページ・ASPサーバー運用管理委託業務契約について、平成18年4月から10月までにおいて、月を単位とした契約をしているにもかかわらず、毎月の初日までに行うべき支出負担行為が遅延していた。(観光課)</p>	<p>遅延した主な原因は、前任者からの引継ぎが不十分なこと、担当者の事務処理上の認識不足、関係課との連携不足等であると認められるため、今後は、担当者間の十分な引継ぎ及び引継事項の情報共有を心掛けるとともに、審査担当に任せきりではなく、担当者の副査及び係長のチェックを十分に行い、適宜、審査担当とも連携しながら迅速かつ適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>また、業務の進行状況をチェックすることにより問題の早期発見、解決に努めるとともに、会計規則等の法令を遵守するよう職員に周知徹底した。</p> <p>なお、当該契約については、平成19年度からは年間契約を行っている。</p>
<p>3 福祉保健部</p> <p>准看護師試験の受験料について、県外在住の受験者分として受け取った現金を、収入証紙を購入して願書に収入証紙をはり付けすることなく最大</p>	<p>県外在住の受験者については、今後は証紙によらず、出納員管理口座への送金の方法を基本として適正に対応することとし、送金があつた場合は出納員が速</p>

<p>12日間保管していた。(医務薬事課)</p>	<p>やかに金融機関に払込みの手続を行うこととした。</p>
<p>4 農林水産部</p>	
<p>(1) 園芸試験場倉吉ほ場用地貸付料等に係る財産貸付収入について、調定が遅延しているものがあった。(農林総合技術研究院)</p>	<p>遅延した主な原因は、担当者の事務処理上の認識不足であるが、組織改革により複数の課から引き継いだ行政財産の使用許可関係書類を整理するとともに、行政財産の使用許可台帳及び年間業務スケジュールを作成して事務を遂行し、さらに副査によるチェック体制を確立することとした。</p>
<p>(2) 職員の敷地内駐車について、駐車場使用許可に必要な申請書等を提出させることなく、また使用許可及び使用料の免除の手続をしないまま職員に使用させていた。(園芸試験場)</p>	<p>平成18年度分については、事務監査後、直ちに手続を行った。また、平成19年度分については年度当初に、その後の転入者等については事由発生後速やかに手続を行っている。今後はこのような不適切な取扱いとならないよう十分留意し、事務を行うこととした。</p>
<p>(3) 体験コーナーに係る行政財産使用料について、調定額に誤りがあった。(鳥取二十世紀梨記念館)</p>	<p>平成19年度から指摘の趣旨に沿って使用許可面積の見直しを行い、見直し後の使用許可面積に基づき調定し、収納を行っている。</p>
<p>5 県土整備部</p>	
<p>国際交流センターの使用許可に係る雑入(光熱水費)について、調定の行われていないものがあった。(鳥取空港管理事務所)</p>	<p>指摘に沿って使用許可に係る様式を見直し、平成19年度から国際交流センター入居者に係る雑入を調定し、収納を行っている。</p>
<p>また、誤りの原因は、行政財産に係る事務処理上の認識不足にも起因するため、研修等に積極的に参加し、関係例規等の熟知を図ることとした。</p>	<p>また、誤りの原因は、行政財産に係る事務処理上の認識不足にも起因するため、研修等に積極的に参加し、関係例規等の熟知を図ることとした。</p>
<p>6 教育委員会</p>	
<p>分類工作整理室等に係る行政財産使用料について、調定額に誤りがあった。(埋蔵文化財センター)</p>	<p>指摘後、平成19年2月23日に追加調定し、同年3月12日に65,374円を徴収した。なお、公有財産事務研修会等に参加し、公有財産関係例規の熟知を図ることとした。</p>

2 監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

(1) 平成17年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の推進について(交通政策課) 自家用車で駅やバス停まで行き、そこで公共交通機関に乗り換えるパークアンドライド方式は、公共交通機関の利用促進につながると同時に、自</p>	<p>J R西日本米子支社において、J R定期券を購入すれば、パークアンドライド用駐車場を約2割引で利用できるパークアンドライド用駐車場利用サービスを実施してきたが、平成19年10月よりJ R西日本のホームページにおいて当該サービスの情報提供が開始され</p>

<p>家用車による排気ガスの排出も少なくなり、地球温暖化防止に貢献するとともに市街地の交通渋滞緩和にも役立つものである。</p> <p>県はその推進について努力をしているが、その普及状況ははかばかしくないように思われる。</p> <p>については、JR西日本旅客鉄道株式会社等の鉄道会社、バス会社及び市町村とも協議を深めるとともに、県においても、鉄道会社等の取組への支援策を講じるなど、公共交通機関利用によるパークアンドライド方式の全県的な推進策を検討されたい。</p> <p>併せて、県職員のノーマイカーデー運動についても、実効があがるよう工夫し、継続して推進を図られたい。</p>	<p>た。県も県政だより及び県ホームページで紹介した。</p> <p>県職員のノーマイカー運動については、平成19年4月から、従来の全庁同一日実施ではなく、職員が参加できる日に取り組むこととしたほか、月3往復分相当の公共交通機関料金の支給、パークアンドライド用無料駐車場情報提供等の支援を始めた。</p>
<p>2 都市計画審議会委員の構成について（景観まちづくり課）</p> <p>都市計画審議会の委員の構成は、都市計画法を受けて鳥取県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）で具体的な人数の上限が定められている。</p> <p>このうち、県議会議員については、法において必ず選任することが定められており、条例により4人以内とされており、これに基づき、現在、4人の県議会議員が委員に選任されている。しかし、県議会議員については、県議会等において意見を述べる機会はいくらでもあるのが実情である。</p> <p>については、県議会議員の委員は、1人に減員する一方、一般県民の声を広く聞くため、例えばまちづくりの実践者を委員とする等委員の構成について見直しを行われたい。併せて現在の運営状況を検証し、効果的で機能的な審議会の運営に向けて、委員総数についても検討されたい。</p>	<p>平成19年6月議会で鳥取県都市計画審議会条例を改正し、同年7月6日に公布施行した。</p> <p>委員の構成を見直し、議会において意見を述べる機会のある県議会議員を4名から1名に減員し、まちづくりに対する県民意識の高まりにかんがみ、まちづくり分野から新たに1名を選任した。</p> <p>また委員総数についても、臨時委員及び専門委員を活用した効果的かつ機能的な審議会運営を行うため、20名から16名に見直した。</p>

(2) 平成18年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 テレビ会議システムの活用について（管財課）</p> <p>現在のテレビ会議システムは、本庁、各総合事務所、東京事務所及び大阪事務所を鳥取情報ハイウェイ及び庁内LANを利用したネットワークとして接続し、遠隔地間の会議等に利用するため、平成17年度に設置されたものである。</p>	<p>利用されていない原因は、システム設置が複雑で職員が利用しにくいこと、システム利用によるメリット等について職員へのPRが不足していたこと等が考えられるため、平成19年11月に利用マニュアルを分かりやすいものに見直すとともに、使用前指導、立会い等によるサポート体制の充実を図ることとした。</p>

しかしながら、当該システムの利用については、平成18年度は9課、平成19年度8月までは7課と、利用する所属が偏っている状況である。

については、広く利用されていない原因を分析して、当該システムの一層の活用を図られたい。

## 2 随意契約の見積書徴取における消費税等の取扱について（指導管理室）

物品の調達について電子入札の制度が導入されるに当たり、平成18年2月20日以降においては、随意契約の際に作成する見積書及び予定価格調書の作成方法を競争入札に係る入札書及び予定価格調書の作成方法と同様にすることとされている。

この取扱いにより、随意契約に係る見積書の見積金額は、見積もった金額の105の100を乗じた額（税抜き額）とし、予定価格調書の作成方法は、見積金額と比較するため、予定価格から消費税及び地方消費税相当分を引いた価格である見積書比較価格を決定し、記載することが必要となった。

しかしながら、この手続には次の問題点があると考えられる。

ア 予定価格調書の作成手続が複雑となる。

イ 税込み表示である契約金額を再計算する必要があり、事務が煩雑であり、誤りが生じやすい。

ウ 見積りの内訳である個別品目についても税抜き額で記載させ、見積りの総額と個別品目ごとの税抜き額の積み上げ額を一致させる必要があるなど見積書を提出する業者の負担が大きい。

については、随意契約における事務の効率性を考慮し、現場の職員の意見を聴取して、消費税込みを基本とした従前どおりの取扱いとされるよう見直しを検討されたい。

また、競争入札に係る入札書や予定価格調書の作成方法についても、将来的には金額を消費税込みのものとする作成方法となるよう検討されたい。

## 3 建設事業の実施に伴う市町村負担金の早期収納について（各総合事務所県土整備局、道路企画課、道路建設課、治山砂防課、空港港湾課及び鳥取港湾事務所）

道路の改良事業、急傾斜地崩壊対策事業等の建設事業については、市町村から負担金を徴収して

また、平成19年12月に庁内LAN、通知文書等により職員へPRを行った。今後も、テレビ会議システムの講習会を開催してPRを図ることとした。

なお、監査意見後は、平成20年3月末現在で新たに10課により予算要求聞取り、会議等で利用された。

平成18年2月からの電子入札導入に伴い、県の入札書及び見積書における消費税の記載方法はすべて税抜きとしたところである。既に税抜きで提出することが業者にほぼ浸透している状況であり、特に意見を重視すべきと考えられる入札等参加事業者アンケートにより意見を聞いたところでも、消費税抜きの作成方法を希望する意見が過半数であった。取扱いを変更して消費税込みとすると、かえって事業者に混乱を生じさせるおそれがあるため、現時点では現行どおり消費税抜きとすることとした。

なお、職員の事務処理に誤りが生じないように引き続き研修において職員に注意喚起を行うこととした。

今後は、市町村単位で事業が完了したものについて適期に調定し、収納するよう平成19年10月24日付けの県土整備部長通知により各総合事務所長及び鳥取港湾事務所長に周知徹底した。

いる場合がある。

これらの負担金に係る調定時期について確認したところ、特に前年度からの繰越事業において、年度中途に工事等が完了しているにもかかわらず、調定の手続が遅延している事例が多く見受けられた。

なお、農林水産部では、農林部長通知に基づいて県営土地改良事業に係る負担金を上期及び下期に分けて収納することとしている（県営土地改良事業に係る地元分（負）担金の早期納入について（昭和51年農林部長通知））。建設事業の実施に伴う経費の財源については、農林水産部における県営土地改良事業に係る取扱いと同様に、早期に確保することが望まれるところである。

については、厳しい県財政の改善に資するため、建設事業完了に係る負担金については、速やかに収納するとともに、実施中の事業に係る負担金については、事務の効率性等も踏まえつつ、進捗状況等に応じて適期に収納するよう関係市町村と協議し、市町村負担金の早期収納を図られたい。

#### 4 男女共同参画の啓発及び施策の推進並びに男女共同参画推進リーダーの養成について（男女共同参画推進課）

男女共同参画社会の実現は、個人の尊重を根底の理念とし、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、責任を分かち社会の実現を目指している。

しかし、このことがよく理解されていないため、男女共同参画に反対したり、固定的な性別役割分担意識の是正に疑問を抱く人の中には、男女共同参画は男女の肉体的性差までを否定した概念と受けとめている人がいるのではないかと思われる。

については、男女共同参画は、個人の尊重の理念が根底にあり、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きとして暮らせる社会づくりを目指すものであることが県民によく理解され、そのような社会づくりが実践されるような啓発を行うとともに、それが効果的に実現されるような施策を考えられたい。

また、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）で実施されている男女共同参画リーダー研修修了者の一部は、人材バンクに登録され、教育機関や各種団体から男女共同参画に関する講師依頼

より一層の男女共同参画の推進を図るため、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定し、「よりん彩記念日フォーラム」による普及啓発及びリーダー研修による人材育成、人材バンクによる情報収集、男女共同参画センターでの相談事業等を行ってきたところであるが、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きとして暮らせる社会づくりを実現するには、女性はもちろん、男性の働き方を見直すことが重要であることから、働き方を見直し、仕事と家庭のバランスを考える「ワーク・ライフ・バランス」を普及啓発するための「みんなで考える「ワーク・ライフ・バランス」シンポジウム」の開催、企業の経営者に対する理解を促進するための男女共同参画推進企業認定制度のロゴマーク作成、優良企業表彰制度の創設及び男性の家事参加を促進するための「父と子の家事自慢コンテスト」の開催を平成20年度から新たに実施することとした。

男女共同参画リーダー研修については、カリキュラムを見直し、講師が各対象ごとに分かりやすく伝えるためのノウハウを学ぶカリキュラム等を平成20年度から追加することとした。

また、個別課題への対応として、男女共同参画による自治会づくりを進めるための講師養成講座やDV防止啓発のための人材養成講座の受講を平成20年度から



があるものと思われる。

男女共同参画社会にふさわしいリーダーとなる人には、保育所・幼稚園児、小・中学生、高校生、一般の者と様々な対象の人に、男女共同参画の理念について分かり易く話ができるような力量が求められる。

しかし、現在の男女共同参画リーダー研修のカリキュラムの内容は、地域づくりリーダーの養成が目的となっているため、様々な対象の人に対応できる講師養成となっていない。

については、講師が各対象ごとに自信を持って啓発ができるよう、カリキュラムの内容の改善を図り、統一的な体系を持つリーダー養成研修を行われない。

#### 5 男女共同参画推進企業認定事業の推進について（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進企業認定事業における認定企業数は、平成19年6月29日現在で148企業であり、そのうちの93パーセントに当たる138企業は建設業関連企業となっている。

全体で148企業という数字は、鳥取県内に本社を置く企業数6,240企業（平成19年7月帝国データバンク調べ）のわずか2パーセントであることからすれば、成果が十分に上がっているとは言えない。

また、認定企業の大部分が建設業関連企業であるということは、当該認定事業が県の建設工事の入札格付加点の対象とされているという実利的理由により、建設業関連企業が多くなっているという面もあると考えられ、必ずしも政策本来の趣旨が十分理解されているとは言えないものと思われる。

については、本来の趣旨が理解された上で認定事業が推進されるよう、効果的な啓発を行われない。

#### 6 ストーカー規制法の周知について（男女共同参画推進課、子ども家庭課及び警察本部生活安全企画課）

平成12年にストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の略称。）が施行され7年になろうとしているが、本年8月に東京都においてストーカー殺人が起きるなど、依然としてストーカー事件が多く発生している。

実施することとした。

これまでの事業者に対する普及啓発活動に加え、今後は、男女共同参画の取組みが優秀な人材の確保、多様な人材を活かした競争力の強化等様々な企業メリットにつながることを理解してもらえよう、平成19年度に新たに作成した啓発ビデオを各種イベント、企画展等で使用し視覚に訴える啓発を積極的に行う等、内容を工夫した効果的な啓発を行うこととした。

また、平成20年度から県民の認知度を高めるため、認定企業自身による取組及び成果を、イベント、巡回展示、広報紙、ウェブサイト等で紹介したり、認定企業ロゴマークの作成、優秀企業表彰制度等の事業を実施することとした。

ストーカー被害等の相談窓口について、警察本部のホームページ、各交番及び駐在所の広報紙、各種防犯講習会等を通じて周知を行うとともに、相談の受付に当たっては、専用の相談室を整備し、必要に応じて女性警察官を担当者に充てるなど、相談者の視点に立った対応を第一に努力しているところであるが、より一層の周知のため、関係部局が連携して平成19年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」の街頭キャンペー

県内においても、警察へのストーカーに関する相談件数が増加しており、また、女性の相談機関におけるDV（ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者、パートナー等の親しい関係の人から加えられる暴力のこと。）相談においても、ストーカー行為に関する内容のものがあり、県民にとって身近なところで不安を感じている人も多いと思われる。

ストーカー規制法は、警察への相談・申出により相手方にストーカー行為をやめるよう警告することができ、相手方が警告に従わない場合は禁止命令を行い、これに違反すると罰則を科すことができるなどストーカー被害から身を守るために極めて有効である。

しかし、このストーカー規制法の規制内容については、必ずしも広く県民に知られているとは言えない状況である。

については、ストーカー規制法の規制内容について、さらに県民に周知を図るため、関係部局が連携しながら効果的な啓発をされたい。

#### 7 福祉関連未収金の対策について（福祉保健課、障害福祉課及び子ども家庭課）

福祉関連の未収金については、年間1億4千万円を超える額となっており、税務課債権管理担当の協力を得ながら回収に取り組んでいるが、減少する傾向にない。

最も金額が大きい母子寡婦福祉資金貸付金の償還金は、各総合事務所福祉保健局が徴収の努力を行っているにもかかわらず、平成18年度の未収金の額は9千万円を超える状況である。

これら償還金等の支払が滞っている世帯は、生活保護世帯、障害者、要介護者、母子寡婦等多様な福祉施策による支援を必要とする世帯が多く、未収金対策としての法的な措置にも限界があると考ええる。

こうした世帯については、職員が世帯の状況を把握しつつ相談相手になって問題の解決や指導に当たるなどケースワーク的な対応を行いながら、信頼関係を構築し、償還に結びつける対応が必要であると思われる。

については、償還金等の未収金の徴収について成果を上げている中部総合事務所福祉保健局等の貴重な経験を基にした関係機関相互の情報交換を行うとともに、他県の未収金対策についての情報収

入を行い、JR鳥取駅、倉吉駅及び米子駅の3駅においてチラシ等約3,000部を通行人等に配布した。

今後も、ストーカー被害に遭っている人及び不安を感じている人が相談しやすい環境を整備するとともに、相談の前提となるストーカー行為の形態及び規制内容が県民によく分かるよう広報を工夫し、また関係部局が連携して県民へ一層の浸透を図っていくこととした。

職員が世帯の状況を把握しつつ相談相手になって指導に当たるなどの中部総合事務所福祉保健局のノウハウ等を情報共有し、他県の未収金対策についての情報収集等も行うことにより、実効性のある未収金対策の検討を行っていくこととした。

各未収金について、個々の生活状況の把握に努め、ケースに応じて具体的に対応方針を定め、定期的な訪問、分割納付の指導、連帯債務者及び連帯保証人への催告等、組織的な対応を行っていくこととした。

また、債務者が死亡した場合は、相続人への返還督促を実施し、所在不明者に対しては、定期的に戸籍の付票を取り、所在を把握しながら返還督促を実施しているところであるが、今後は債権放棄等の基準の策定や債権回収のマニュアル化に向けて取り組んでいきたい。

集等も行うことにより、福祉関連の未収金対策のノウハウを蓄積し、支払が滞っている世帯の具体的な実態に即した未収金対策を検討されたい。

また、債務者の死亡、所在不明等による支払不能者への不納欠損処分未収金整理についての具体的な対応についてもマニュアル化するよう取り組まされたい。

8 林業の振興と県産材を使った住宅の普及について（住宅政策課、林政課及び森林保全課）

県産材の需要拡大への取組は、木造住宅の普及等による県産材の利用促進のほか、低コスト林業の推進等による木材の安定供給、加工流通体制の整備等、関係部局が連携し実施されている。

木造住宅の建設を推進するために実施している「新・木の住まい助成事業」（県産材と伝統技術を活用した木造住宅の建設資金の一部助成）では、林業団体・民間団体等により構成された「鳥取県産材活用協議会（事務局：鳥取県森林組合連合会）」が県産材証明制度の取組を実施し、また住宅政策課の事業担当係に農林技師を配置するなど関係部局が連携して取り組んでおり、前年度と比較すると利用件数・県産材使用実績量とも伸びている状況である。

しかし、鳥取県内の木造住宅着工戸数及び製材用木材生産量は年々減少している状況であり、県産材の需要拡大が森林の保全に貢献することなどについて、消費者や工務店に対し更にPRし消費の拡大を推進する必要がある。

森林の保全活動については、林業の振興を通じた健全な森づくりの取組と併せ、「とっとり共生の森」や森林環境保全税を財源とした「とっとり環境の森緊急整備事業」などにより、企業や県民による支援活動も行われているところである。

については、県産材の安定供給体制の整備を促進するとともに、林業の振興や森林の保全、県産材を使った住宅の普及などの施策が一層推進されるよう、関係部局が連携して取り組まされたい。

9 チャレンジ応援資金の審査体制の充実について（経済政策課）

この事業は、独自技術、アイデア等を有し意欲と能力のある中小企業者に、運転・設備資金を無担保・無保証人で融資する事業である。このため、貸付けの意思決定を行う審査会の前に、企

業産材の安定供給体制の整備のため、大型機械の導入に対する助成等の低コスト林業の推進、乾燥材の品質管理基準の推進による品質向上施策等を実施してきたところであるが、平成20年度からは新たにJAS登録を取得する際の経費を助成し県産材の品質向上を図る施策等を実施していくこととした。

また、森林の保全をより一層推進するよう森林環境保全税を見直し、当該税の使途として、現行の県実施の間伐等に加え、新たに森林所有者等が行う保安林内の間伐、作業道の整備に対する支援等を行うことができるよう平成19年11月議会で鳥取県税条例の改正を行った。その他、「とっとり共生の森」への企業等の参画促進、造林事業、保安林整備事業等の推進により、一層の間伐を中心とした森林の保全及び整備に取り組んでいくこととした。

さらに、県産材を使った住宅の普及及び県産材の需要拡大を進めていくため、新・木の住まい助成事業を実施しているところであるが、その根拠となる鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正し、平成22年3月末まで継続して実施することとした。

また、県産材の魅力を発信する県民の活動に対して支援を行う県産材需用拡大開発事業を実施するとともに、次世代改革推進本部において関係課が集まり、県有施設において県産材をより一層活用する仕組みづくりについて、県有施設整備における県産材活用促進プログラムの作成をする等関係部局が連携して取り組むこととした。

より適正な審査を行うため、平成20年度から目利き委員会の委員を現行の5名から7名に増員し、県内在住の企業経営経験者、経営コンサルタント等、実際に企業の創業に携わった経験のある者を加え、審査体制を強化することとした。

業の独自技術、アイデア等を客観的かつ適正に評価するための目利き委員会による一次審査を行っている。目利き委員会による審査結果は、参考情報・意見として審査会に提供されている。

現在の目利き委員会の委員5名は、企業の独自技術、アイデア等の技術的な評価だけでなく、企業経営の視点からの評価もできるメンバーとなっている。

しかし、企業経営や創業に伴うリスクを考えると一層審査を充実することが重要であり、目利き委員会の委員には企業の創業に携わった経験のある者等が必要ではないかと思われる。

については、目利き委員会の委員に実際に企業の創業に携わった経験のある者を加えるなど、審査体制を充実するよう取り組まれない。

10 鳥取県メーデー大会開催に対する報償金の支出について（労働雇用課）

鳥取県中央メーデー実行委員会の開催するメーデーに対して、労働者福祉の観点から、その意義を認めて知事名の祝い金を報償費から支出している。

本来、報償費とは役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対して報償の意味で贈る金銭又は物品の購入費をいうものであり、祝い金を報償費の費目から支出するのは不適切である。

さらに、祝い金として実行委員会に支出している金額は、社会通念上多額ではないかと思われる。

については、祝い金の支出科目の正当性、支出金額の妥当性について検討されたい。

11 栽培漁業センターの試験船の廃止等について（水産課及び栽培漁業センター）

栽培漁業センターは、日本海に面し漁業の盛んな本県の重要な試験研究機関としてこれまで多大な役割を果たしてきている。そのセンターの海上での研究活動を支えてきたのが調査機器類や潜水用の装置を備えた小型試験船の第二鳥取丸である。

しかし、第二鳥取丸が老朽化し修理に相当な経費が必要なことや乗組員の人員整理による合理化を優先し、この度、第二鳥取丸を廃止し、必要な都度近隣の漁船を賃借する方式に変更することとしている。

平成20年度からは補助金として新たに鳥取県労働福祉活動事業補助金を創設し、地域社会への貢献や労働者福祉向上に向けた啓発に対する補助を行うこととした。

民間の漁船を賃借して行う今後の海上調査に当たっては、海上調査支援職員の配置要求、業務マニュアルの見直し等、調査精度の向上及び研究員の安全確保対策に十分配慮しながら進めることとしている。当面現行の体制で調査を実施しながら、その結果を見て専用調査船の確保の必要性について検討していくこととした。

また、水産関係の試験研究機関の体制については、県民ニーズ等の観点から常に業務量及び業務内容の見直しを行い、人員体制とのバランスを図るとともに、平成20年1月からは退職者の代替として試験研究能力を有する農林技師を1名配置するとともに、非常勤職員を1名増員することとし、同年4月からは試験船で

しかしながら、この漁船の賃借方式は、次の点で非常に大きな問題がある。

ア 使用する調査機材、調査範囲及び調査回数  
が制限されるため調査方法の変更等が必要となり、これまで蓄積してきたデータと今後のデータとの比較ができなくなること。

イ 漁船は潜水作業用に作られていないため、海中への昇降等で危険があること。

このようなことから、栽培漁業の調査研究には、漁船ではなく必要な設備が整った専用の調査船を確保する必要がある。

については、廃止される第二鳥取丸に代わる専用の調査船の確保について検討されたい。

また、本県の水産試験場及び栽培漁業センターを合わせた研究員の数は14名で、中国5県の中でもかなり少ない状況である。

さらに、試験研究では、従来の海域での調査研究に加えて、アユの資源回復、シジミの対策又は休耕田を活用したホンモロコ、カジカ、ドジョウの養殖等の内水面漁業への対応も求められている。

については、現在の水産関係の試験研究機関の体制が充実されるよう取り組まされたい。

## 12 公共土木施設に係る台帳の整備について（企画防災課）

厳しい財政事情のもと、道路等の公共施設の維持管理については、中長期的な視点に立って最少の経費で効果的な維持管理を行う必要がある。

このためには、それぞれの施設が、いつ、どのような経緯で、どのように造られたかといった、いわば施設の履歴書ともいえる施設台帳を整備しておくことが必要である。

県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）では、現在、法令等に基づく施設台帳として道路台帳、橋りょう調書、河川現況台帳、砂防設備台帳、港湾台帳等を整備している。

これらの台帳等については、

ア 次々と建設される施設を直ちに記載し、絶えず最新の内容のものとして整備しておくこと。

イ 構造図等の設計図面も瞬時に取り出すことができ、それが劣化することのないようにしておくこと。

ウ 施設に関する周辺情報も随時記載できるこ

の調査に当たる職員を1名増加して、必要な試験研究体制を整えることとした。

一層使いやすい施設台帳となるよう、道路については平成19年度から台帳の電子化に取り組むこととし、河川、砂防及び港湾については平成20年度からデータベースの構築に取り組むこととした。

と。

などが必要であると思われる。

これらの要求を満たすものとしては、各種情報の追加修正が簡単に行うことができ、図面が劣化することのない電子システムによることが最適と思われる。

この電子システムによる台帳等の整備は、一部では取り組まれているものの、現状では必ずしも十分ではないと思われる。

については、各施設台帳には根拠法令に定められた事項の外に、例えば、現場写真、工事施工に係る主要事項や維持管理上の必要事項を取り込むなどして、一層使いやすい施設台帳となるよう電子システムの構築等について検討されたい。

13 鳥取港における釣り人対策の強化について（空港港湾課及び鳥取港湾事務所）

鳥取港における平成10年度以降の釣り人の死亡者は、4人（鳥取海上保安署調べ）に上っており、これらは第2防波堤及び第5防波堤に集中している。また、死亡に至らなかったもののこれらの防波堤からの転落者は後を絶たない状況にある。

鳥取港を管理している鳥取港湾事務所（以下「事務所」という。）では、第2防波堤及び第5防波堤を立入禁止箇所とし、進入禁止の看板を立てるとともに出入口に高さ約2メートルのコンクリートブロックを置いている。

しかし、コンクリートブロックには梯子を架けられ、さらに、第2防波堤と第5防波堤の間（1.4メートル）には木製の橋を架けられ、簡単に立入禁止箇所に進入されている状況にある。

このような状態は、鳥取港が本格的に整備された昭和60年代から始まっており、事務所と釣り人とのいわばイタチごっこが延々と続いている。

については、これ以上の犠牲者を出さないよう、立入禁止看板を夜間でも認識できるものにする、事故多発箇所には死亡事故が発生したことを知らせるような効果的な看板を設置すること等により、立入禁止措置の強化を図られたい。

また、施設管理上必要な救命具等の整備も少ないと思われるので、再度点検して必要箇所に整備されたい。

14 「心とからだいきいきキャンペーン」の県民へ

鳥取港第2、第5防波堤について平成19年度内に次のとおり立入禁止措置を強化した。

- (1) 死亡事故が発生したことを知らせる立入禁止看板で、夜間でも認識できるものを新たに防波堤入口に設置した。（第2、第5防波堤）
- (2) 釣り同好会が無断で設置している看板（第2、第5防波堤）、防波堤への渡り板（第5防波堤）を撤去した。
- (3) 第2防波堤入口のコンクリート方塊の側面のすき間に新たにフェンスを設置した。
- (4) 第5防波堤入口のフェンスの壊されたゲートを修繕し、施錠した。
- (5) 救命具について、浮環を6箇所、登り梯子を2箇所に設置しているが、新たに第2防波堤に1箇所設置するほか、点検補充に努めることとした。

企画会議の定期開催など庁内関係課との連携、キャ

の浸透について（教育総務課）

教育委員会では、平成17年度から、「しっかり朝食を食べよう」、「じっくり本を読もう」、「外で元気に遊ぼう」、「たっぷり寝よう」、「長時間テレビを見るのはやめよう」及び「服装を整えよう」の『6つの柱』を掲げた「心とからだいきいきキャンペーン」を実施している。

このキャンペーンは、子どもだけでなく大人にとって大切な心得を説いており、各家庭においても家族が一緒になって取り組むべき重要なものとする。

この取組は、市町村教育委員会、学校、教育関係団体には概ね理解され、独自の取組も行われている。

しかし、県民に対しては、県政だよりでの特集やマスメディアによる広報、強化月間（6月）の設定などにより浸透を図っているが、必ずしも十分浸透しているとは思えない状況である。

については、このキャンペーンを県民運動とするなど、県民にも浸透が図られるよう一層工夫されたい。

15 県立学校授業料等徴収システム等の改善について（高等学校課）

現行の県立学校授業料等徴収システムにおいては、財団法人鳥取県情報センターが授業料納付状況を処理した上、印刷した「収納状況一覧表」を学校に送付し、学校がこれを確認することにより納付状況が分かることとなっている。

このため、学校では授業料の納付確認が3日から半月遅れとなり、事務処理が遅れてしまう結果を招いている。

については、授業料の納入状況が速やかに確認できるなど授業料徴収事務が迅速化されるよう、現行システムの改善を図られたい。

また、授業料の減免については、県立高等学校授業料等減免実施要項により、減免期間が4月から学年度末までとなる一般減免の出願の時期は2月から4月までのうち学校長が定める日までとされているにもかかわらず、5月中に出願された者に対し、4月から減免しているものがあつた。

については、県立高等学校授業料等減免実施要項を実態に合ったものにするよう改められたい。

16 警察職員の交通事故の根絶について（監察官

ンペーンホームページの内容の充実、県政だよりなどの各種広報媒体の活用による普及啓発活動及び保護者、一般県民等が集まる機会をとらえた出前説明会等を実施しているところであるが、監査意見を踏まえ、さらに充実を図ることとした。

また、平成20年度から新たに、子どもの発達段階に応じた啓発活動を行うため、幼児家庭向けのチラシの作成及び教育広報誌「夢ひろば」へのいきいきキャンペーンの掲載を実施することとした。

県立学校授業料等徴収システムについては、平成20年度から平成21年度にかけてシステム構築を行うこととした。

また、授業料の減免については、実態に合うよう、平成20年3月に県立高等学校授業料等減免実施要項の一部を改正した。

交通事故の発生を防止するため、全職員に公用車事

室)

平成18年度における警察職員の公務中の交通事故のうち、警察職員の過失が原因で、相手方に損害賠償をしたのは11件（賠償額1,240,116円）であった。平成15年度以降は、毎年度10件を超える損害賠償件数が発生している状況となっている。

一方、警察職員を除く県職員の平成18年度における損害賠償件数は10件であった。

これらの数字を見ると、広く交通事故防止のための活動に従事する警察職員の数字としては、決して少なくないものと思われる。

については、警察職員の交通事故の根絶に向けて指導を一層徹底されたい。

#### 17 個別労働関係紛争のあっせんについて（労働委員会事務局）

労働委員会は、労使紛争を解決するために労働組合法及び地方自治法に基づいて設けられた行政機関である。

労働委員会では、知事の委任により「個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」に基づくあっせんを行うが、このあっせんは公益・労働者・使用者の立場を代表する委員が当事者の話し合いを促進することにより、それぞれの意向を反映した解決を図るものである。

また、他県では県庁所在地での対応しかされないものがほとんどであるが、本県では県内各地の現場へも出向くなど充実したあっせんを行っている。

しかし、鳥取労働局のあっせんに比べて労働委員会のあっせんについては、県民の認識度は低いと思われる。

厳しい経済情勢の中で、全国的に個々の労働者と事業主の間で労働条件等のトラブルは増加していると思われる。

については、本県の労働委員会のあっせんは、公益・労働者・使用者各委員が一体となって、労使双方が納得するよう、公正な判断により行われる点をさらにPRし、紛争解決の促進に努められたい。

故の発生状況を周知し、各所属において、過去に発生した事故の教訓を踏まえた小グループによる事故防止検討会を行っているほか、安全運転指導員を指定し、運転技能訓練等を実施しているところであるが、今年度、新たに交通事故防止の重要性、近年の事故の特徴及び事故防止の要点を内容とした公務上交通事故防止指針を制定し、全警察職員に対して周知徹底を図った。

また、安全運転指導員を平成18年度の44人から平成19年度は69人に増員し、指導体制の強化を図った。

労働委員会の行うあっせんのPRについて全国的な周知・広報を行うべきことを、平成19年11月に開催された全国労働委員会連絡協議会において本県労働委員会の会長が提案し、この結果、同協議会において平成20年度から小委員会を設置し、検討を行うこととなっている。この検討結果を受けて本県でも広報に取り組んでいくこととした。

また、今後の取組としては、県政日より、テレビ、ホームページ等を活用するとともに、労働相談会の開催等に併せ、就職情報紙、ケーブルテレビ等、対象及び範囲を変えた広報手段を工夫することにより、県民に制度の周知を図っていくこととした。